

○北海道警察交通機動隊運営規程

北海道警察本部訓令第11号

昭和54年5月25日

改正 昭和55年4月1日警察本部訓令第2号、56年6月18日第7号、57年11月26日第11号、59年3月29日第9号、平成元年5月1日第14号、7月1日第16号、12月27日第26号、3年5月24日第8号、4年8月31日第20号、5年9月24日第10号、7年6月9日第15号、9年3月24日第3号、11年3月9日第4号、12年12月11日第26号、13年12月27日第34号、17年3月31日第11号、18年3月28日第7号、19年3月29日第7号、21年3月31日第10号、22年3月24日第4号、23年3月22日第5号、23年10月12日第15号、24年3月22日第6号、26年2月26日第3号、29年3月17日第9号、令和2年3月23日第6号、令和3年2月22日第2号

北海道警察交通機動隊運営規程を次のように定める。

北海道警察交通機動隊運営規程

目次

- 第1章 総則（第1条－第7条）
- 第2章 勤務体制（第8条・第9条）
- 第3章 運用体制（第10条－第14条）
- 第4章 事件事故の初動措置等（第15条・第16条）
- 第5章 補則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 北海道警察本部交通部及び方面本部交通課に置く交通機動隊（以下「交通機動隊」という。）の運営に関しては、北海道警察の組織に関する規則（昭和40年北海道公安委員会規則第2号）、北海道警察の組織に関する訓令（昭和40年北海道警察本部訓令甲第3号）その他別に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（活動区域等）

第2条 交通機動隊の名称、位置及び活動区域は、別表のとおりとする。

（任務）

第3条 交通機動隊は、交通秩序維持の中核として、機動警ら、自動車検問等の勤務を通じ、主として幹線道路における交通の安全と円滑を図るため、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- (1) 交通の指導取締りに関すること。
- (2) 交通整理に関すること。
- (3) 交通事故事件発生時の初動捜査に関すること。

2 前項に掲げるもののほか、重要特異事件等緊急を要する事件が発生した場合において、緊急配備等の初動捜査その他の警察活動を行うものとする。

3 北海道警察本部交通部長（以下「交通部長」という。）及び方面本部長は、重大な交通事故事件の捜査その他必要があると認めるときは、交通機動隊に特別の任務を命ずることができる。

（隊長等の責務）

第4条 北海道警察本部交通部交通機動隊長及び方面本部交通課長（以下「隊長等」という。）は、関係所属長と緊密な連携を保持し、交通機動隊の効率的な運用に努めるとともに、交通機動隊員（以下「隊員」という。）の能率的かつ安全な勤務を図るため、教養訓練及び安全運転管理を行うものとする。

（服務）

第5条 隊員の服務要領その他服務の細目は、別に定める。

（隊旗）

第6条 北海道警察本部交通部交通機動隊に、北海道警察交通機動隊旗を備える。

2 前項の旗の制式は、附図第1のとおりとする。

(記章等)

第7条 隊員は、制服等に交通機動隊を表示する記章を着装するものとする。

2 記章の形状、寸法等は、附図第2及び附図第3のとおりとする。

第2章 勤務体制

(勤務制)

第8条 交通機動隊の勤務制は、別に定めるところによる。

(勤務時間)

第9条 交通機動隊の3個班変則交替制勤務及び毎日勤務の勤務時間は、次表に掲げるとおりとする。

区分 勤務制		勤務開始 時刻	勤務終了 時刻	総時間	勤務時間			休憩 時間	備考
					機動 警ら	在隊	計		
3 交 個替 班制 変勤 則務	当 務	午前 9時30分	翌日午前 9時30分	24時間	12時間	3時間 30分	15時間 30分	8時間 30分	1 勤務時間は、1週間当たり38時間45分とすること。 2 夜間において連続4時間以上の休憩時間を置くこと。 3 当務にあつては、勤務時間4時間につき15分の休息時間を置くこと。
	日 勤	午前 9時30分	午後 6時15分	8時間 45分	6時間	1時間 45分	7時間 45分	1時間	
毎 日 勤 務	日 勤	I 午前 8時45分	午後 5時30分	8時間 45分		7時間 45分	7時間 45分	1時間	
		II 午前 9時30分	午後 6時15分	8時間 45分	6時間	1時間 45分	7時間 45分	1時間	

2 隊長等は、交通情勢の変化その他必要があると認めるときは、前項の勤務開始時刻又は勤務終了時刻を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

3 勤務時間の割振りは、隊長等が定める。

第3章 運用体制

(運用計画)

第10条 隊長等は、毎月、交通機動隊月間運用計画（以下「運用計画」という。）を策定し、交通機動隊の効率的な運用に努めるものとする。

2 隊長等は、運用計画の策定に当たっては、交通量、交通事故の発生状況その他の交通事情を勘案するとともに、必要により関係所属長と協議するものとする。

3 隊長等は、運用計画を策定した場合は、事前に関係所属長に通報するものとする。

(勤務日の活動計画)

第11条 隊長等は、運用計画に基づき、勤務日の活動計画を作成し、その効果的な実施に努めるものとする。

(教養訓練)

第12条 隊長等は、毎月1回以上隊員を対象として、次の各号に掲げる事項について教養訓練を行うものとする。

(1) 機動警らのための車両の運転技能に関すること。

- (2) 安全運転管理に関すること。
- (3) 交通の指導取締り要領に関すること。

2 隊長等は、前項の教養訓練の実施結果を記録しておくものとする。

3 隊長等は、機動警ら活動を行うため必要な初任訓練を終了した者でなければ、機動警ら勤務に就かせてはならない。

4 隊員は、機動警ら活動を行うため必要な訓練を反復して行う等能力の向上に努めなければならない。

(応援要請)

第13条 所属長は、交通事故事件の捜査、交通の指導取締り、警衛、警護その他必要があると認めるときは、次に掲げる事項を明らかにして、交通部長又は方面本部長に交通機動隊の応援派遣を要請することができる。

- (1) 要請理由
- (2) 派遣期間
- (3) 派遣場所
- (4) 必要人員
- (5) 必要車両台数
- (6) 装備資器材の種別及び数量
- (7) その他必要な事項

2 前項の規定による応援派遣の要請は、派遣を受けようとする日のおおむね1週間前までに、交通機動隊応援派遣要請書(別記様式)により行うものとする。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

(出動時の指揮)

第14条 交通機動隊が応援派遣の要請を受けて出動したときの指揮は、当該応援派遣の要請をした所属長が行うものとする。ただし、必要がある場合は、交通部長又は方面本部長が指揮をするものとする。

2 前項の指揮は、主要任務、捜査方針又は指導取締り方針、服務要領その他必要な事項を明確にして行うものとする。

第4章 事件事故の初動措置等

(重要特異事件等の捜査)

第15条 隊長等は、重要特異事件等緊急を要する事件の発生を認知したときは、直ちに隊員を出動させ、初動捜査活動に当たらせるものとする。

2 隊員は、前項の規定により出動したときは、機動捜査隊(係)員及び自動車警ら隊(係)員並びに所轄警察署員と緊密な連携を保ち、相互に協力し初動捜査活動に当たらなければならない。

(交通事故事件の捜査処理)

第16条 隊員は、交通事故事件を認知した場合は、次の各号に掲げる初動措置を積極的に行い、所轄警察署に引き継がなければならない。

- (1) 被害者の救護
- (2) 現場保存
- (3) 被疑者及び参考人の確保
- (4) 交通整理
- (5) 緊急配備、被疑者の追跡その他の初動捜査

第5章 補則

(細目の制定)

第17条 この訓令の実施に関し、必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この訓令は、昭和54年6月1日から施行する。

附 則（昭和55年警察本部訓令第2号）

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年警察本部訓令第7号）

この訓令は、昭和56年6月28日から施行する。

附 則（昭和57年警察本部訓令第11号）

この訓令は、昭和57年12月1日から施行する。

附 則（昭和59年警察本部訓令第9号）

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（平成元年警察本部訓令第14号）

この訓令は、平成元年5月1日から施行する。

附 則（平成元年警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成元年警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成元年12月27日から施行する。

附 則（平成3年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成4年8月31日から施行し、平成4年8月9日から適用する。

附 則（平成5年警察本部訓令第10号）

1 この訓令は、平成5年10月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に改正前の訓令に基づき調整された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成7年警察本部訓令第15号）

この訓令は、平成7年6月9日から施行する。

附 則（平成9年警察本部訓令第3号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成11年警察本部訓令第4号）

この訓令は、平成11年3月9日から施行する。

附 則（平成12年警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成12年12月21日から施行する。

附 則（平成13年警察本部訓令第34号）

この訓令は、平成13年12月27日から施行する。

附 則（平成17年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年警察本部訓令第10号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年警察本部訓令第4号）抄
（施行期日）

1 この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年警察本部訓令第5号）

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年警察本部訓令第15号）
この訓令は、平成23年10月12日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第6号）
この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年警察本部訓令第3号）
この訓令は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成29年警察本部訓令第9号）
この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第6号）
この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年警察本部訓令第2号）
この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

※ 別表、別記様式、附図は省略